



# テミス通信

第 66 号 / 2023年11月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



大阪役所南側・土佐堀川沿いのイルミネーション

長い暑さもようやく収まり、気がつけば11月も終盤。

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

10月17日のハマスによるイスラエルへの大規模攻撃に対し、イスラエルは自衛権の行使として空爆を続け、その結果、犠牲者が増え続けています。

「自衛権の行使」とは、こういう意味だったのでしょうか。

先制攻撃に対して、後から行う全ての戦闘行為を「自衛のための戦争」というのであれば、普通の戦争とどう違うのでしょうか。

憎しみの再生産は問題の解決に繋がらないことは明らかであるにも関わらず。

政治家には、解決に向けての勇気を求めます。

今年最後のテミス通信 第66号をお届けします。

(佐井恵子)

## お正月休みのお知らせ

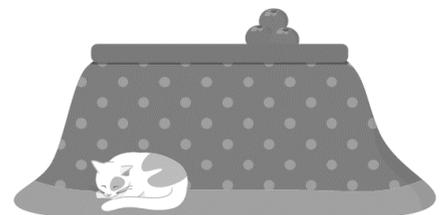
令和5年(2023年)の業務は、12月28日(木)をもって終了いたします。

年内に登記申請をお考えの方はお急ぎください。

なお令和6年(2024年)は、1月5日(金)より通常業務を開始いたします。

1月4日申請をご希望の方は、対応いたしますのでお申し出ください。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



## 2024年1月1日、贈与が変わる ～「暦年贈与」と「相続時精算課税」～

遺産の額に応じて相続税率は大きくなります(10%から55%)。そこで、相続税の節税を期待して、生前に家族に対して贈与することがあります。その相続・贈与が、より公平になされることを意図して2023年度税制改正が行われ、2024年1月1日以降の贈与から新しいルールが適用されるようになります。

### 暦年贈与とは

毎年1月1日から12月31日までの間に贈与を受けた人(受贈者)は、110万円につき基礎控除を受けるため、110万円までの贈与は非課税となります。110万円は年度毎に受贈者を単位として勘定するので、贈与をする人(贈与者)が3人に3年間贈与をすれば330万円が3年分の990万円を贈与することができます。

### 相続時精算課税とは

60歳以上の父母や祖父母から18歳以上の子や孫への贈与では、贈与者は2500万円までは何度でも特別控除を受けることができ、2500万円を超える額は一律20%の贈与税率を適用されます。もっとも、相続時には相続財産に加算(持戻し)されるため、原則として節税効果はないとされています。

### 2024年1月1日の改正ポイント

暦年贈与については、相続開始前3年間の贈与額を相続財産に持戻していたところ、2031年の相続開始分から相続開始前7年間の贈与額を加算すると改正されました。従って2024年の贈与分から、適用の対象となります。

一方、相続時精算課税を選択した場合、2500万円の特別控除枠は相続財産に持戻されますが、これとは別に年110万円の基礎控除を新設したうえで、この基礎控除部分は遺産に加算しないと改正されました。

	暦年贈与	相続時精算課税
非課税枠	年110万円 (基礎控除)	累計2500万円(特別控除) ↓ 年110万円の基礎控除を新設
相続発生時の 贈与財産の扱い	死亡前3年以内の 贈与分は相続財産 ↓ 7年以内が加算対象に	特別控除分はすべて 相続財産に加算 ↓ 基礎控除分は加算せず

### 贈与(特別受益)と遺産分割

日本経済新聞 2023年2月24日記事

ところで、死亡の3年(7年)前の贈与までを遺産に持戻すのは、あくまで相続税の話です。遺産分割のルールを定める民法においては、相続人間の公平の観点から、期間を限定しないで、生計に資する贈与については持戻し計算をすることを求めています。

例えば、遺産総額3000万円、兄弟2人が相続人。15年前に自宅購入資金1000万円の援助を受けた長男(特別受益相続人)は、遺産分割協議の場面では贈与を受けた分を

相続財産に持戻して計算をすることになります。

即ち、法定相続分通りに分けると各1500万円を相続するところ、特別受益1000万円を遺産に持戻して計算すると、

長男は、 $(3000万円 + 1000万円) \div 2 - 1000万円 = 1000万円$  を相続

二男は、 $(3000万円 + 1000万円) \div 2 = 2000万円$  を相続することができます。

税法と民法の扱いが異なることはよくあります。例えば、自宅不動産につき婚姻期間20年以上の夫婦間の「おしどり贈与」では、例え相続が発生する直前であっても、基礎控除の110万円のほかに2000万円まで配偶者控除が認められ、贈与税がかからず遺産にも加算されません。ところが、民法ではこの贈与は特別受益に該当するので、遺産分割協議の場面では持戻しの対象となること前述の通りです。もっとも、民法の改正により、夫婦間の贈与については、「持戻し免除」の意思表示があったものと推定するという規定が新設されました。被相続人の合理的意思を推定したものです。配偶者以外の相続人に対しても、遺産の前渡しという意味合いを持たせずに贈与したい場合には、「持戻し免除の意思表示」をしておけば良いでしょう。配偶者以外にこの推定規定はありませんので、贈与契約書を作成する際に書面に残しておきましょう。

暦年贈与と相続時精算課税。どちらが相続税の節税に繋がるかは、ケースバイケースとのこと。7年は長いようであつと言う間…かもしれませんが、同じなら、先延ばしにしないで計画的に。早めに税理士の先生に相談されることをお勧めすると共に、私どもも、民法の視点からアドバイスさせていただきますのでお気軽にご相談ください。  
(佐井恵子)

## ご近所探訪 ～子ども本の森 中之島・編～

事務所から徒歩12分、東洋陶磁美術館の東側にある「子ども本の森」に行ってきました。入館には事前予約が必要で、土日は入りづらいようですが、文化の日である11月3日は、「おとな本の森」として講談師の旭堂南龍さんの講演付き夜間開館が催され、参加してきました。演目は「長門守木村重成」という、大坂夏の陣で若くして



敗死した豊臣方の武将が主役の物語で、ここ中之島公園には「木邨長門守重成表忠碑」と書かれた大きな石碑があります。私は講談は初めてで、時折入る冗談に笑いながら聞き入っていましたが、唐突に「このお話はここから益々面白くなるのですが、丁度お時間となりました」と、尻切れトンボで終わってびっくりしました。講談は1回で話が完結しないらしく、その日は恐らく話の序盤だったと思われます。



館内は、本が壁一面に飾られており、自由に手に取ることができます。児童書だけでなく、開架方法にも工夫があり好奇心次第で大人向けの本も読める開かれた図書館でした。  
(佐井陽子)

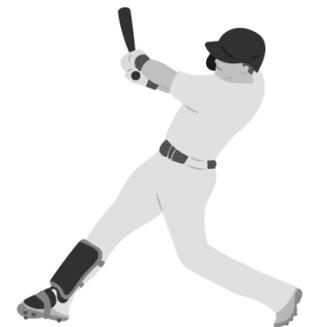
## 球場と、それにまつわる判例について

野球の面白さのひとつに、一発のホームランでゲームの形勢が一気に逆転する意外性があります。2023年のオリックス対タイガースの日本シリーズでは手に汗握る接戦が続きましたが、最終戦となる京セラドーム第7戦において、一本のホームランが試合の雰囲気ガラッと変えました。

ホームランの出やすい球場、出にくい球場とよく言います。ドームであったり屋外であったりで、外野の見え方が違うというだけではないようです。ファウルゾーンの広い狭いにも関係します。狭ければ、打者は打ち直しができて有利な一方、投手にはアウトを取るチャンスが少なくなる。公認野球規則では、本塁から両翼325フィート（約99m）以上、中堅400フィート（121m）以上とする基準はありますが、今年開業した日本ハムのエスコンフィールドは、ファウルゾーンの一部が基準を満たさず狭くなっているという報道があり、そのゆるさに驚きました。テレビでアメリカの個性的な球場を目にするので、このまま黙認！？と書いていたのですが、オフに改修工事をするようです。

さて、2023年7月29日の日経新聞で、PF（パークファクター）という指数を知りました。甲子園であれば「甲子園球場での阪神戦の1試合平均ホームラン数」を「他の5球団の本拠地での阪神戦の1試合平均ホームラン数」で割って求めた数値です。その結果、ホームランの出やすい球場は「セ・リーグでは神宮球場、東京ドーム、マツダスタジアム、横浜スタジアム、中日バンテリンドーム、甲子園の順。パ・リーグでは、福岡PayPayドーム、東北楽天生命パーク、西武ベルーナドーム、ロッテZOZOマリン、京セラドーム、日本ハム札幌ドームの順」となり、甲子園はホームランが最も出にくい球場であることが分かります。記録を求める競技ではない野球には、雨天でもゲームができるよう撒く白い砂は白球が見えにくいとか、土のグラウンドはイレギュラーが出やすいとか、浜風に押し流されて右方向への打球は押し戻されるだとか、球場の特性に対応したプレイにも興味が沸きます。

より臨場感のあるようファウルゾーンに張り出した席を作ったりしている球場もありますが、ファウルボールはフライばかりではありません。ギョルギョルと回転しながら曲がってくるボールに手を出しても突き指をするだけ。ビールを飲んでよそ見している場合ではありません。



そこで、ファウルボールにまつわる裁判札幌高裁判平成28年5月20日のお話を紹介します。

札幌ドームで行われた日本ハムファイターズの主催試合において、小学生を保護者同伴で招待する企画に応じた原告が、ファウルボールが原因で失明をしたという事案です。一審では、球場は広く観客に対して安全設備等を設置すべきだとしました。これに対して控訴審では、観客は、相応の範囲でプロ野球というスポーツの観戦に伴う危険を引き受けて観戦に来ているということを前提とし、一定の臨場感や視認性を失わしめるほどにまで徹底した安全対策を施す必要はないとした上で、本件においてはファン層を広げるという球団企画に参加した原告ゆえに、野球に関する知識も関心もほとんどなく、野球観戦の経験も硬式球に触れたこともなく、ファウルボールに関する危険性もほとんど理解していなかったことに注目して、そのような客層に対して、球団側は信義則上、安全配慮義務として、危険性が相対的に低い座席のみを選択しうるようにするか、又は保護者らが入場するに際して、ファウルボールの危険性があること及び相対的に危険性の高い席低い席があることを具体的に告知して、当該保護者とその危険を引き受けるか否か、引き受ける範囲を選択する機会を実質的に保障するなど、招待した小学生及びその保護者らの安全に、より一層配慮した安全対策を講じるべき義務を負っていたと解するのが相当である、と判示して球団側に債務不履行責任を認めました。結果の重大性を考えると、認められて良かったです。

観戦には、グローブ持参で観戦できたらいいなと思いますが、残念ながら持っていない場合は座布団持参でしょうか?! 臨場感、視認性と安全性、観客にとっても難しいバランスです。 (佐井恵子)

## 佐井事務所

### スタッフ紹介

テーマ

「好きな谷村新司の曲」



佐井 恵子

司法書士

遠くで汽笛を聞きながら

メジャーになってからも、この曲が一番



山添 健志

司法書士

風姿花伝

三国志(アニメ映画)のエンディングテーマでした



佐井 陽子

事務局

三都物語

JR 西日本のCMソング。今回テーマで調べたら思ったより知っている曲が多く、驚きました。

## 休眠会社・法人の整理作業にご注意ください！

休眠会社・法人の整理作業が今年も行われますのでご注意ください！

### 休眠会社・法人はなぜ整理作業が必要？

株式会社の取締役の任期は、会社法で原則として2年（最長10年）とされており、取締役の交替や重任の場合にはその旨の登記が必要ですから、株式会社については、取締役の任期ごと（少なくとも10年に一度）に取締役の変更登記がされるはずですが、また、一般社団法人及び一般財団法人の理事の任期は、法人法で2年とされており、株式会社同様、少なくとも2年に一度は理事の変更登記がなされます。直近では、株式会社は、最後の登記から12年、一般社団法人又は一般財団法人は最後の登記から5年を経過しているものについて、令和5年10月12日付で管轄登記所から通知が発送されています。

### 通知に回答しないとどうなる？

期限までに回答しない場合、登記所の職権で会社・法人が解散させられ、その登記手続きが行われます。解散状態になると事業活動はできなくなりますので、事業を続けている会社・法人は忘れずに回答することが重要です。なお、通知に回答すると、登記手続きを怠ったとして、裁判所から過料（金額は決まっていますが、数万円～十数万円であることが多いようです。）が課されます。

### 速やかに役員登記を行うこと！

通知に回答しても怠っていた役員登記は別途行う必要があります。登記手続きを速やかに正しく行うことで役員登記の遅れの状況を明らかにできますので、裁判所の過料を減額できることがあります。期限までに回答しなければ、会社・法人は解散されてしまいます。

その後、事業を続けたいと思った場合は3年以内であれば「会社継続」という方法をとって事業を再開することができます。（山添健志）

## 預貯金相続で役に立つ 法定相続情報一覧図

法定相続情報証明制度が始まって今年で7年目になりました。開始当初から当事務所に不動産相続登記をご依頼いただいた方にはおすすめしていますが、被相続人が複数の金融機関と取引されていたら、相続手続きには法定相続情報一覧図の取得が大変便利です。

法定相続情報一覧図とは、法務局が発行する証明書で、被相続人の相続関係を証する戸籍一式と同等の証明書として利用できます。預貯金等相続だけでなく、相続税申告や遺族年金の受給にも提出先は拡大しています。戸籍は多くの市町村で1通450円、除籍・改製原戸籍は750円かかり、一組揃えるのも費用がかかります。もちろんその一組を銀行に順繰りに提出しても問題ありませんが、法定相続情報一覧図を同時に出せば時間の節約になります。また、戸籍を確認する手間の分か、1件あたりの銀行の手続き時間が早い気がします。不動産登記と同時に申請すると楽ですよ。（佐井陽子）

## セミナーのご報告

今年も10月31日(火)に、宝塚市にある公益財団法人兵庫県生きがい創造協会 阪神シニアカレッジで講義をさせていただきました。今年、4回生に対しては「改正相続法と遺言の活用」をテーマとし、最近の話題として、開始したばかりの相続土地の国庫帰属制度や開始間近の相続登記義務化についてお話しさせていただきました。また、1回生に対しては「後見制度と家族信託」をテーマとし、ビデオ動画を交えて行いました。

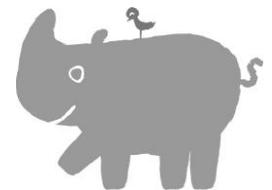
大きなテーマは毎年変わりませんが、その都度、お伝えしたい新しい話題に事欠きません。皆さん、熱心に受講していただき感謝しています。ありがとうございました。(佐井恵子)



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。サンフレックス株式会社 宮井賢次様、門垣佳代子様、もりた歯科医院 森田和子様  
ありがとうございました！ 確かにお待ちしております！

### テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・38年ぶりの阪神タイガース日本一は感無量でした。前回の日本シリーズは昼間に試合をして、私も甲子園に応援に行ったことが懐かしいです。それにしても長かった。
- リーグ優勝を果たしたときも、日本一を決めたときも、タイガースの選手たちは誰一人外を向かず、円の中心に顔を向けて「きれいな胴上げ」をしていたと聞きました。事前に相談して決めたとのこと。良いチームは居住まいがきれい。そんな風に思います。
- ・原子爆弾の悲惨さを今に伝える広島「原爆ドーム」。世界遺産にもなっています。この建物を保存しようと立ち上がったのは当時の中学生たち。しかも、保存が決まるのに20年かかった(赤川次郎著「三毛猫ホームズの遠眼鏡」より)とのこと。すっかり取り壊してビルを建てるという選択をしなかった若い人たちの振り返る力と、未来に対する責任感に感動します。
- ・相続登記の義務化が動機となって、古い相続について相談いただくことが増えています。中には、旧民法と戦後の新民法の狭間の「応急措置法」下の相続が問題となって、今の民法では相続人となるどころ、応急措置法ではそうはならない等々。頭を悩ます相続に格闘しています。
- ・前号で骨折の話をしたところ、何人もの方からお見舞いの言葉をいただきました。お陰様でギブスも外れ、元気しております。ありがとうございました。(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。  
ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号  
TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール saikeiko@sai-shihou.jp (変更しました。)  
ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>  
ブ ロ グ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>